

消 防 水 利 指 定 承 諾 書

年 月 日

鎌ヶ谷市消防長 様

事業者

住 所

氏 名

鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱消防施設基準に基づく消防施設等設置要領により設置した防火水槽について、消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項及び下記条件により消防水利として指定されることを承諾します。

設置場所

容 量

記

- 1 将来、鎌ヶ谷市の決定により防火水槽が廃止となるまでの間、事業者は、防火水槽の消防使用に関して異議を申し立てません。
- 2 当該防火水槽に係る事故等の発生については、事業者が責任を持って対応します。
- 3 日常の維持管理並びにこの防火水槽の破損等に係る修繕については、事業者である当方が責任を持って速やかに対応します。
- 4 前3項については、第三者が所有又は占有した状態後も継続し遵守します。